

# 令和8年度 いじめ防止基本方針

行方市立麻生中学校 大崎 雅之

令和8年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そこで本校では、生徒の健全育成を図り、いじめのない（いじめを許さない、いじめを見過ごさない）学校づくりの実現を目指すために、いじめ防止の基本的な方針を策定し、具体的に対策を推進します。

## I いじめの防止に関する基本的な方針

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条第1項）をいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

### 2 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを鑑み、学校においては、下記の理念の下、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

- (1) 生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。
- (2) 生徒は、観衆（はやし立てたり、面白がって見ている）や傍観者（見て見ぬふり、放置）であってはならない。
- (3) 生徒は、いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する理解を深める。

### 3 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、次のことを全教職員で取り組む。

- (1) いじめ防止のための対策を講じる。
- (2) 全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見・迅速な対応、再発防止など、いじめ防止に努める。
- (3) 早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見過ごさない。

## II いじめ防止対策の基本となる事項

### I 基本的な方向

校 訓	「学び 磨き 思いやる」
教育目標	自分の思いや考えをよりよく表現し課題解決できる生徒の育成 (語り場 学び場 麻生中)
重点実践事項	1 楽しい学び「語り合い 考えを広げ・深める学校」 2 豊かなところ「楽しい体験・集団活動のある学校」 3 健康・安全・安心「心身の健康を育む学校」

- (1) 学校教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに「いじめゼロ」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図り、生徒一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。

- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培う道徳教育及び生徒指導の充実を図る。
- (4) 体験を重視し、人とかかわる特別活動の充実を図る。
- (5) 心の通うコミュニケーション能力の向上に努める。
  - ア 言語活動の充実、思考力・判断力・表現力の育成
  - イ 思いやりの心の育成
  - ウ あこがれの対象となる上級生の育成
- (6) スポーツや芸術に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的にスポーツや芸術活動を行う部活動の充実を図る。

## 2 いじめに対する基本的な取組

### (1) 未然防止

#### ① 居場所づくり……自己有用感や充実感のもてる授業づくり・集団づくり

##### ア 主体的・対話的で深い学びを引き出す授業づくり

- わかる授業
  - ・ ペアやグループで話し合い学び合う時間の設定
  - ・ 学習のまとめを行い、活動を振り返る場の設定
  - ・ 見通しをもって主体的に進める学習活動の展開

##### イ 望ましい集団づくり

- 学級
  - ・ 集団の一員としての役割と責任を果たす学級づくり
  - ・ 互いのよさを認め合い、励まし合える人間関係づくり
  - ・ 教師と生徒の信頼関係や生徒相互の温かい人間関係づくり
  - ・ 規範意識の高揚

##### ○ 部活動

- ・ 自主性・協調性・責任感・所属感の育成
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深める活動の推進

##### ウ 道徳教育の充実

- 学校教育活動全体を通して、人間として生きていく上で必要な道徳的価値を主体的に身に付ける。
- 道徳の時間の充実（「一斉道徳」の実践）
  - ・ 信頼関係を土台にした温かい人間関係を築き、心の交流を深める時間

##### エ 人権教育の充実

- 自他のよさを認め合える人間関係づくり
- 差別や偏見を生じさせない指導の徹底
- 性の多様性（LGBTQ+）についての理解の促進

##### オ 心を育む環境づくり

- 行き届いた清掃活動
- 心を和ませる環境づくり
  - ・ 草花の栽培、水槽による水生動物の飼育、廊下や階段等に植物の設置
  - ・ 生徒同士が語り合える空間づくり（コモンスペース等）
- 敷地内の整備
  - ・ 季節折々の花が咲く樹木の植樹及び管理

#### ② 他者とかわる体験

##### ア 特別活動の充実

- 学校行事（体育祭・文化祭）
  - ・ 自ら考え、行動する主体的な生徒の育成
  - ・ 上級生と下級生が積極的にかかわり合う縦割り集団での活動
  - ・ 上級生の強いリーダーシップの発揮
- 生徒会活動
  - ・ 「絆づくり委員会」「いじめ撲滅キャンペーン」「人権集会」等の実施

##### イ 総合的な学習の時間

- キャリア教育の視点に立った体験活動を通して、他者と協働して取り組む学習活動

##### ウ 部活動

- 上級生と下級生のよりよい人間関係づくり
- リーダーの育成

- 目標に向かって互いに励まし、高め合う集団づくり
- エ 陸上・駅伝練習
  - 上級生のリーダーシップ
- オ ボランティア活動
  - 地域の一員としての自覚と貢献
- ③ 実態調査
  - ア 質問紙（アンケート）調査
    - 生徒・・・学校生活アンケート・いじめ調査（毎月実施）、WEBQUテスト(年2回)
    - 保護者・・・学校をよりよくするためのアンケート（年2回：7月、12月）
    - 教師・・・いじめ早期発見チェックポイント（校内研修）
  - イ 欠席・遅刻・早退等の状況調査
  - ウ 下記の数値目標の達成を目指す。

○ 「自分にはよいところがある」（自己肯定感）……75%以上
○ 「自分は認められている」（自己有用感）……80%以上
○ 「互いを認め合い、励まし合っている」……90%以上
○ 「学校が楽しい」……85%以上
○ 「いじめは絶対に許さない」……100%

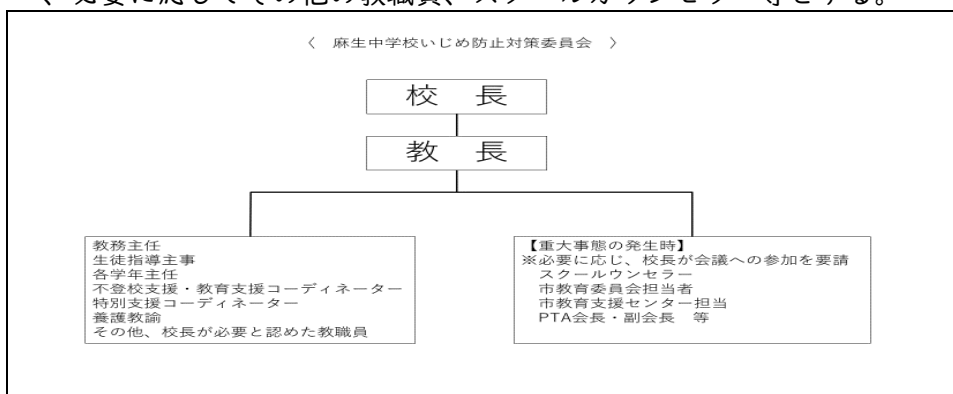
- エ 数値目標が達成されない場合には、教育相談を実施するなどして改善に努める。
- ④ 教育相談活動の充実
  - ア 生徒及び保護者との信頼関係構築による、相談しやすい環境
  - イ 教育相談活動の充実
    - 三者面談、二者面談の定期開催
    - 学期1回の教育相談期間の設定、随時の教育相談
    - オンライン相談窓口（常設）
  - ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター(ポプラ)相談員の活用
  - エ 外部相談機関の周知
    - 鹿行地区「いじめ・体罰解消サポートセンター」
    - 行方市教育支援センターポプラ
    - こども課
    - 児童相談所
    - 子どもホットライン、チャイルドライン等
- (2) 早期発見
  - ① 小さな変化に気付くための手段
    - ア 個人ノート、班ノート、家庭学習等での日記、心の健康観察（オンライン）
    - イ 保健室での様子
    - ウ 保護者からの相談
    - エ 地域の人たちからの登下校時等の様子
    - オ 教育相談（担任、養護教諭、教育相談担当）
    - カ スクールカウンセラー、教育支援センター(ポプラ)相談員による面談
    - キ 実態調査（学校生活アンケート）
    - ク 校舎内の巡回
  - ② 気付いた情報の確実な共有
    - ア 校務運営会議(水曜 1校時)……校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター等
    - イ 生徒指導会議（木曜 4校時）……校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、特別支援コーディネーター、不登校支援・教育支援コーディネーター、養護教諭等
    - ウ 職員会議・終会での情報交換
  - ③ 速やかな対応（共通実践・行動）
    - ア 生徒指導会議における支援チームの編制と対応

(3) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。
- 被害（対象）生徒の苦痛を取り除くことを最優先とした迅速な対応をする。
- 学年を超え、学校全体で組織的に対応する。
- 被害（対象）生徒及びいじめを知らせた生徒を、最後まで守る。
- 事実確認と情報の共有を図る。

① 組織

ア 「いじめ防止対策委員会」を設置する。メンバーを校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、不登校支援・教育支援コーディネーター、特別支援コーディネーター、必要に応じてその他の教職員、スクールカウンセラー等とする。



イ いじめ防止対策委員会の主な活動は以下のとおりである。

- いじめ防止対策を推進する。
- 教職員のいじめに関する研修を立案・実施する。
- その他いじめ防止・早期発見早期対応・解決・再発防止等について必要な事項について協議する。

② いじめ認知後のプロセス

段階	留意点
事実把握	○正確な事実調査と情報収集      ○全体像の把握 ○管理職への速やかな情報伝達
方針決定	○ねらいの明確化      ○指導役割の分担      ○全職員の情報共有 ○いじめ対策委員会の開催
指導方針	○被害（対象）生徒の心情把握と理解      ○原因把握      ○加害（関係）生徒の反省      ○被害（対象）生徒・加害（関係）生徒の融和      ○解決に向けた指導・援助
支援方針	○継続的な指導      ○再発防止      ○被・加害（関係）生徒、保護者への継続支援

③ 被害（対象）生徒及びその保護者への対応

ア 生徒

- 事実確認と心の安定を図る。
- 「生徒を守ることを伝える。
- 心配事や困ったことがあったら必ず報告することを伝える。

イ 保護者

- 家庭訪問を行い、保護者に事実を伝える。（発覚したら迅速に）
- 学校の指導の方向性と一丸となり組織で対応することを伝え、今後のことについて話し合う。
- つらい気持ちや不安、心配等を受け止める。
- 生徒の変化に十分注意を払い、些細な事でも学校に連絡することを伝える。

④ 加害（関係）生徒及びその保護者への対応

ア 生徒

- いじめをやめさせるために、毅然とした姿勢で指導する。
- 事実確認をし、いじめを行った背景や状況を丁寧に聞き、被害（対象）生徒の苦痛

について伝える。

- いじめの重大性をきちんと伝え、どうすれば解決していくかを共に考える。
- いじめを繰り返さない支援を行う。

イ 保護者

- 家庭訪問を行い、保護者に事実を説明し、被害（対象）生徒の苦痛について伝え、よりよい解決方法を考える。
- いじめの重大性をきちんと伝え、今後の解決に向けた対応策や被害（対象）生徒やその保護者への対応について、共に考える。
- 生徒への今後のかかわり方について、共に考える。

⑤ 学校としての取組

ア 生徒全体に向けた取組

- 学年・学級、学校全体の問題と捉え、「いじめは絶対にあってはならない」ということを、学級活動・学年集会及び全校集会（朝会）で指導する。
- 見て見ぬふりをする行為や周囲であおる行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級活動や生徒会活動で、いじめについて話し合う。

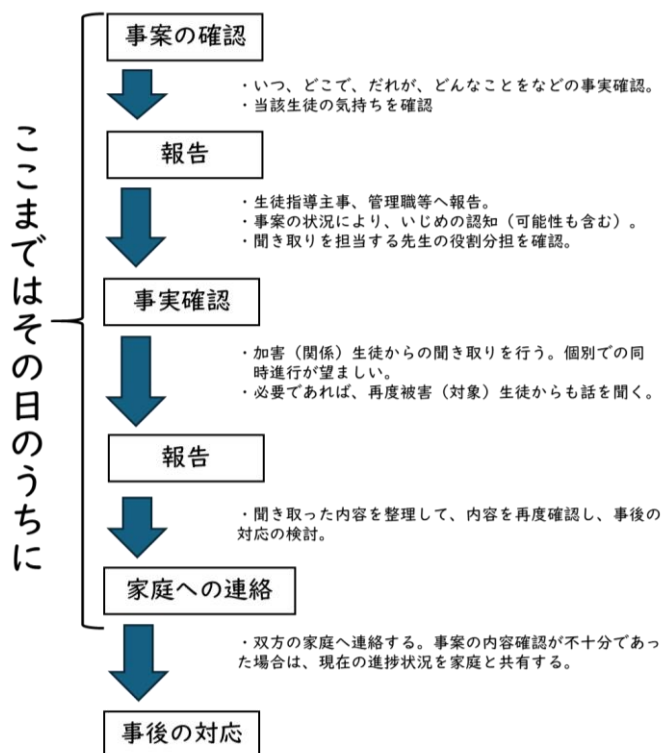
イ 連携に関すること

- 三者面談、PTA活動及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
- 学校だより等を通じた適切な情報提供に努める。
- 学校警察連絡協議会などにおいて、関係機関との連携を十分に深める。

ウ 啓発に関すること

- 授業参観時などを活用し、保護者への啓発活動に努める。
- いじめ防止のための年間指導計画を作成し、全教職員共通理解のもと推進する。
- いじめに関する事例検討会により、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- スクールロイヤーを活用し、生徒・保護者への啓発活動に努める。

⑥ いじめに対するフロー



対応の例

- ・双方へのフィードバック（どうすればよかったのか）
- ・双方を対面させ、解決への相談。
- ・SC, 相談員さんの活用。
- ・その後の様子の見守り。

#### (4) 重大事態発生への対処

##### ① 重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害（対象）が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）

いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

（法第 28 条第 1 項）

※ 欠席日数が 30 日であることを目安とするが、「いじめ防止対策委員会」の判断により生徒、保護者から申し立てがあった場合 30 日に至らなくても迅速に調査に着手する。

##### ② 重大事態の発生報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害（対象）が生じた疑いがあると「いじめ防止対策委員会」が認めるとき）、校長は速やかに市教育委員会に報告する。

##### ③ 調査組織の設置

市教育委員会の指示を受け、学校が調査主体になる場合は、以下の組織において調査を行い、被害（対象）生徒への支援、加害（関係）生徒に対する指導、再発防止等の対応を行う。

ア 市教育委員会の指示を受け、専門的知識及び経験を有するものをメンバーに加えた「いじめ防止対策委員会」を設置する。

イ アンケート調査、聞き取り調査等を実施する。

ウ 被害（対象）生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。

エ 可能な限り、速やかに実施する。

オ 調査に係る記録については 5 年間保存する。

##### ④ 調査結果の報告

ア 校長は調査結果及びその後の対応方針について、市教育委員会に報告する。

イ 被害（対象）生徒及びその保護者に対し、調査結果を報告する。

##### ⑤ 生徒及びその保護者への具体的対応

ア 被害（対象）生徒及びその保護者への対応については、2(3)③の内容を迅速かつ適切に行う。

イ 加害（関係）生徒及びその保護者への対応については、2(3)④の内容を迅速かつ適切に行う。

※ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月）の内容に準じ、迅速かつ適切に行う。（主な改訂内容は以下の通り）また、いじめの重大事態に対する平時からの備えとして、チェックリストを活用し、未然防止、早期発見に努める。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第 2 章】

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第 3 章】

○児童生徒・保護者からの申し立てがあった際の学校の対応について【第 4 章】

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第 6 章】

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第 7 章】

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第 8 章】

#### 3 インターネット、スマートフォン等を通じて行われるいじめに対する対策

インターネット、スマートフォン等を通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

##### (1) 学校で行われる対策

① 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の利便性や危険性について確かな理解を図る。

② インターネット、携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込みを禁止する。

③ 生徒に対し、ネットいじめ関係の指導を行う。

④ 生徒による「ルール」の策定と実践、見直しを行う。

- ⑤ 見過ごされている暴力行為・いじめがないか定期的なアンケートを実施する。
- ⑥ 児童生徒の暴力行為・いじめは決して許されないものであり、犯罪行為に回答し得ることについての認識を共有すること。暴力行為・いじめは家庭との連携とともに、状況に応じて警察等とも連携すること。
- ⑦ 暴力行為・いじめが明らかになった場合は被害児童生徒の安全確保を最優先にし心身のケアを直ちに実施すること
- ⑧ 暴力行為・いじめが明らかになった場合は加害生徒へ適切な指導を行うこと。
- ⑨ SNS 等によるエスカレートした投稿・拡散は誹謗中傷などとして、新たな人権被害を生むことにつながるため決して許されるものではないことへの認識を共有し防止すること。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ① 生徒のインターネット、携帯電話、スマートフォン等、端末等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう呼びかけ、インターネットの利用状況を定期的に確認するなどの対応を工夫するよう啓発を行う。
- ② 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、学年始の学年懇談会や新入生への入学説明会時に保護者への啓発活動を行う。
- ③ 生徒及び保護者に対し、ネットいじめ関係の啓発活動を行う。
- ④ ネットいじめの兆候を見逃さないために、生徒の様子を観察することを依頼する。
- ⑤ 保護者へいじめに係る情報の削除や発信情報の開示について、プロバイダ及び法務局や地方法務局などの協力を求めることの啓発を図る。
- ⑥ 警察との連携について周知

(3) 発生時の対応について

- ① 教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- ② 被害（対象）生徒・保護者への支援及び加害（関係）生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。  
 ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害（対象）生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害（対象）の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは被害（対象）・加害（関係）児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視するものとする。

(2) 被害（対象）生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害（対象）生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害（対象）生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害（対象）生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害（対象）生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害（対象）生徒及び加害（関係）生徒について、日常的に注意深く観察するものとする。

平成30年	12月18日	改訂
令和2年	3月31日	改訂
令和2年	6月1日	追記
令和3年	3月31日	改訂
令和4年	3月31日	追記
令和5年	3月31日	改訂
令和6年	3月31日	改訂
令和7年	4月23日	改訂
令和8年	3月31日	改訂
令和8年	6月17日	改訂